



🌸 はるっこルーム

親子連れ優先のスペースです。
 親子で遊びを楽しみましょう。
とき 月～金曜 午前10時～午後3時 ※出入り自由
ところ 児童センター 遊戯室

🌸 ちびはるルーム

0歳児専用のスペースです。親子でゆったりと過ごせます。
とき 6月2日(木)・8日(水)・22日(水) 午前10時～午後2時

※出入り自由
ところ 児童センター 集会室

🌸 こどもの育ち何でも相談

言葉の遅れやコミュニケーションの心配など、育児の悩みを臨床心理士に相談できます。
とき 6月10日(金) 午前10時30分～正午
ところ 児童センター内
 ※当日受付
相談員 臨床心理士 松本敬子氏

🌸 なかよし広場

ビニール袋を使ってきらきら風船を作りましょう
とき 6月9日(木) 午前11時
 ●七夕飾りを作りましょう
とき 6月23日(木) 午前11時
ところ 児童センター 多目的ホール

対象 就園前の子どもとその保護者
持ち物 両日とも子ども用のかさみ、クレパスまたはサインペン、

のり、セロテープ、新聞紙1枚

※当日受付
 ※駐車スペースには限りがありますので、ご協力をお願いします。

🌸 出張「はるっこ」ルーム

児童センターを飛び出して、八ツ屋防災コミュニケーションセンターで遊びの広場を開設します。町内在住の親子(就園前の子)連れの方ならごなたでも遊ぶことができます。
とき 6月17日(金) 午前10時～正午
ところ 八ツ屋防災コミュニケーションセンター 3階 第2多目的ホール

★ 父の日のプレゼントを作ろう

お父さんの似顔絵を描いたプラ板キーホルダーを作りましょう。
とき 6月18日(土) 午後2時～

3時

ところ 児童センター 工作室

定員 小学生 先着15名

参加費 無料

持ち物 筆記用具

受付開始 6月11日(土) 午前10時

★ 体力アップチャレンジ 鉄棒にぶら下がろう

とき 6月25日(土) 午後2時～2時40分
ところ 児童センター 多目的ホール
定員 小学生 先着15名
参加費 無料
講師 兼子良枝氏
持ち物 動きやすい服装、汗拭きタオル
受付開始 6月18日(土) 午前10時

ここまでの問合せ先

児童センター
 (総合福祉センター3階)
 ☎(441)1781

※小学生未満のお子さんは保護者の方が必ず付き添ってください。

子育て支援事業 子育てほっとサロン

とき 6月14日(火)午前10時
～正午

ところ 公民館2階和室

対象 就園前の子どもとその保護者

内容 読み聞かせ、手遊び、お誕生日会、おしゃべり

今月のテーマ トイレトレーニングについて

※申込不要・時間内出入り自由
※子育てほっとサロンは、子育て支援団体「エンジェルハウス」

がボランティアで企画・運営しています。4月18日の児童福祉週間記念表彰式で、永年の活動に対し、愛知県知事から感謝状が贈呈されました。

問合せ先 役場 子育て支援課
内線167



子育て支援事業 ファミリー・サポート・センター 会員募集

ファミリー・サポート・センターは「育児の援助を受けたい方(依頼会員)」と「育児の援助を行いたい方(提供会員)」が会員となり、地域で子育てを助け合うための組織です。事務局が会員間で子どもの一時預かりや送迎などの臨時的な有償支援をする橋渡しを行います。

※基本的には、子どもを預かる場合は提供会員宅で行います。

●依頼会員 子育てのお手伝いをしてほしい方、地域の方をお願いしてみませんか。

対象 生後6カ月から小学6年生までのお子さんがある大治町内、あま市内在住・在勤の方

※妊婦、生後6カ月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。

※登録説明会への参加が必要です。次の日程のいずれかに参加してください。

登録説明会

とき ①7月11日(月) ②7月13日(水) 午前10時～11時45分

ところ ①大治町総合福祉センター ②あま市甚目寺公民館

定員 各30名

※無料託児あり(4カ月から未就学児まで・要予約・定員あり)

●提供会員 提供会員になって、地域での子育てを支え合うお手伝いをしていませんか。有償ボランティア(1時間700円)

対象 大治町内、あま市内在住で、子育ての手伝いをする事ができる満20歳以上の方で、育児経験あるいは保育士資格等を有する方

※養成講座すべての日程の受講が必要です。

養成講座

とき 6月14・21・28日(火) 午前9時30分～午後0時30分

ところ あま市甚目寺公民館

定員 30名

※無料託児あり(4カ月から未就学児まで・要予約・定員あり)

申込方法 登録説明会、養成講座の3日前までに電話またはメールでお申し込みください。

※件名に「ファミリー・サポート申込み」、本文に「説明会または養成講座、氏名、電話番号、受講日、託児の有無(有の場合)は名前、月年齢」を記入してください。

問合せ先 あま市・大治町広域

子育て短期支援事業

児童を養育している家庭の保護者が、病気などの理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設で一時的に養育します。

対象 町内在住の18歳未満の児童で、当該児童の保護者が次のいずれかの状態に該当する場合
・ 疾病、育児疲れ、育児不安などの身体上または精神上の事由
・ 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由
・ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校行事への参加などの社会的な事由

利用期間 原則として7日以内
利用手数料
・ 2歳未満の児童 1日6300円
・ 2歳以上の児童 1日4500円
※生活保護世帯・ひとり親家庭世帯等の方は、利用手数料の減免があります。

ファミリー・サポート・センター事務局(あま市役所甚目寺庁舎内) ☎(4622)01500

ama-harufamisapo
@clovernet.ne.jp

子育て短期支援事業

児童を養育している家庭の保護者が、病気などの理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設で一時的に養育します。

対象 町内在住の18歳未満の児童で、当該児童の保護者が次のいずれかの状態に該当する場合
・ 疾病、育児疲れ、育児不安などの身体上または精神上の事由
・ 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由
・ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校行事への参加などの社会的な事由

利用期間 原則として7日以内
利用手数料
・ 2歳未満の児童 1日6300円
・ 2歳以上の児童 1日4500円
※生活保護世帯・ひとり親家庭世帯等の方は、利用手数料の減免があります。

児童を養育している家庭の保護者が、病気などの理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設で一時的に養育します。

対象 町内在住の18歳未満の児童で、当該児童の保護者が次のいずれかの状態に該当する場合
・ 疾病、育児疲れ、育児不安などの身体上または精神上の事由
・ 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由
・ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校行事への参加などの社会的な事由

利用期間 原則として7日以内
利用手数料
・ 2歳未満の児童 1日6300円
・ 2歳以上の児童 1日4500円
※生活保護世帯・ひとり親家庭世帯等の方は、利用手数料の減免があります。

児童を養育している家庭の保護者が、病気などの理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設で一時的に養育します。

対象 町内在住の18歳未満の児童で、当該児童の保護者が次のいずれかの状態に該当する場合
・ 疾病、育児疲れ、育児不安などの身体上または精神上の事由
・ 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由
・ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校行事への参加などの社会的な事由

利用期間 原則として7日以内
利用手数料
・ 2歳未満の児童 1日6300円
・ 2歳以上の児童 1日4500円
※生活保護世帯・ひとり親家庭世帯等の方は、利用手数料の減免があります。

児童手当の所得制限

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 収入額の目安 |
|---------|---------|----------|
| 0人 | 622万円 | 833.3万円 |
| 1人 | 660万円 | 875.6万円 |
| 2人 | 698万円 | 917.8万円 |
| 3人 | 736万円 | 960.0万円 |
| 4人 | 774万円 | 1002.1万円 |
| 5人 | 812万円 | 1042.1万円 |

※「収入額の目安」は給与収入のみで計算しています。

(注)

- 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額(所得額ベース)は、表の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
- 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。



6月の公民館ロビー展示

植物画展

1日(水)～15日(水)
●涼花グループ

きり絵展

16日(木)～30日(木)
●きり絵ゆうゆうクラブ

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。

0120(007)110
問合せ先 名古屋法務局 人権擁護部 ☎(952)8111

相談専用電話「子どもの人権10番」

※通常は、平日午前8時30分から午後5時15分まで

とき 6月27日(月)～7月3日(日) 午前8時30分～午後7時
※7月2日(土)・3日(日)は、午前10時から午後5時まで

いじめ・虐待など、子どもの人権にかかわる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。
相談内容の秘密は固く守られますので、一人で悩まず、気軽に相談してください。

全国二斉「子どもの人権110番」強化週間

児童手当について

中学校修了までの児童を養育している方に児童手当を支給しています。

支給月額(子ども一人当たり)

お預かりする施設 児童養護施設 あいさんテラス(津島市中一色町東郷166)
※施設までの送迎は保護者の方で行ってください。
申込・問合せ先 役場 子育て支援課 内線167

- ・3歳未満 1万5000円
- ・3歳以上小学校修了まで 1万円(第3子以降は1万5000円)
- ・中学生 1万円

※所得が限度額を超過する人は、5000円

現況届のお知らせ
現在、児童手当を受給している方は、受給資格更新のため、「現況届」の提出が必要です。6月上旬に書類を送付しますのて、6月30日(木)までに提出してください。現況届の提出がないと、6月分以降の手当を受給することができません。

乳幼児の教育相談会

発達が気になるお子さんの育て方に悩んでいませんか。音楽遊びと相談会を行います。楽しい子育てができるように一緒に考えましょう。

とき 7月21日(木) 午前9時30分～正午

ところ 愛西市佐織公民館

申込期限 7月7日(木)

申込・問合せ先 県立佐織特別支援学校 教育支援部

0567(37)2061
0567(37)2629

問合せ先 役場 子育て支援課 内線166